

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南山城村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南山城村長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め
③システムの名称	基幹業務支援システム、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、統合宛名システム、中間サーバー、新基幹業務支援システム * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 【情報照会】 項番27、42、43、44、45 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第1、2、3、4、5、8条、12条の3、15、19、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2、59条の3 【情報照会】 第20、25条、25条の2、26条 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法第9条第1項、別表第一 項番30 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南山城村総務財政課 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1 0743-93-0102
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南山城村総務財政課 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1 0743-93-0102
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

9. 監査

実施の有無	[☒] 自己点検	[☒] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	---	---	--------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	南山城村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程等に基づき、特定個人情報に関する研修を実施している。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	I－1－③システムの名称	基幹業務システム、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー	基幹業務支援システム、国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。）、統合宛名システム、中間サーバー ＊ 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成29年6月29日	I－5－②所属長の名称	保健福祉課長 岸田 秀仁	保健福祉課長 山本 雅史	事後	
平成29年6月29日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44、45	番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、43、44、45、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120	事後	
令和1年5月21日	I－5－②所属長の名称	保健福祉課長 山本 雅史	保健福祉課長	事後	
令和1年5月21日	Ⅳリスク対策	なし	追加		様式変更（評価項目追加）
令和2年9月30日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条	事後	
令和2年9月30日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、43、44、45、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 【情報照会】 項番27、42、43、44、45 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）【情報提供】 第1、2、3、4、5、8条、12条の3、15、19、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2、59条の3 【情報照会】 第20、25条、25条の2、26条	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月21日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	再評価の実施
令和3年1月27日	I－1－②事務の概要		（※以下を追加） また、次の事務については、番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ①被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ②オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号	事後	
令和3年1月27日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年1月27日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	令和3年1月27日 時点	事後	
令和4年2月15日	I－3法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 【情報照会】 項番27、42、43、44、45 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）【情報提供】 第1、2、3、4、5、8条、12条の3、15、19、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2、59条の3 【情報照会】 第20、25条、25条の2、26条	番号法第19条第8号 別表第一【情報提供】 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 【情報照会】 項番27、42、43、44、45 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）【情報提供】 第1、2、3、4、5、8条、12条の3、15、19、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2、59条の3 【情報照会】 第20、25条、25条の2、26条 〈オンライン資格確認業務〉 ・番号法第9条第1項、別表第一 項番30 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2	事後	番号法改正による条ズレ対応及びオンライン資格確認の開始
令和4年2月15日	I－5－①部署及び②所属長の役職名	保健福祉課 保健福祉課長	保健医療課 保健医療課長	事後	
令和6年8月31日	I－1－③システムの名称	基幹業務支援システム、国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。）、統合宛名システム、中間サーバー ＊ 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	基幹業務支援システム、国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。）、統合宛名システム、中間サーバー、新基幹業務支援システム ＊ 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	システム標準化対応
令和7年3月31日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	様式変更（評価項目追加）
令和7年3月31日	Ⅳ－8人手を介させる作業	なし	追加	事後	様式変更（評価項目追加）
令和7年3月31日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加	事後	様式変更（評価項目追加）